

ねんきん恩けんせいど
年金保険制度

<p>ろうれいねんきん 老齢年金</p>	<p>ろうれいきそねんきん 老齢基礎年金</p>	<p>こくみんねんきん こうせいねんきん ほけんりょう ねんいじょうのうふ 国民年金や厚生年金の保険料を 10年以上納付 (めんじょ きかんとく ふく ばあい さい 免除の期間等も含める) した場合に、65歳か ら受け取ることができる年金です。</p>
	<p>ろうれいこうせいねんきん 老齢厚生年金</p>	<p>こくみんねんきん こうせいねんきん ほけんりょう ねんいじょうのうふ 国民年金や厚生年金の保険料を 10年以上納付 (めんじょ きかんとく ふく こうせいねんきん ねん 以上加入した場合は生年月日によって 60歳～ 64歳、1年未満は 65歳から受け取ることができ る年金です。 【長期加入者の特例】厚生年金の期間が 44年 以上あり、厚生年金被保険者でない場合、65歳前 でも 65歳からの年金を受け取ることができます。 【障害者の特例】障害厚生年金3級以上の状態 (しょうがいねんきん じゅきゅう こうせいねんきんひ 障害年金を受給してなくても) で厚生年金被 保険者でない場合、65歳前でも 65歳からの 年金を受け取ることができます。</p>
<p>しょうがいねんきん 障害年金</p>	<p>しんしん しょうがい にちじょうせいかつ しごと ししょう ばあい しょうがい 心身に障害があり日常生活や仕事に支障がある場合に、その障害の じょうたい しょうがい ねんきん しょうがい かんれん 状態によって受け取ることができる年金です。その障害に関連する しょうじょう はじ びょういん じゅしん ひ かにゅう ほけん こくみんねんきん 症状で初めて病院を受診した日に加入していた保険が国民年金は しょうがいきそねんきん こうせいねんきん しょうがいこうせいねんきん 障害基礎年金、厚生年金は障害厚生年金となります。</p>	<p>しょうがいきそねんきん しょうがいとうきゅう きゅう しょうがい じょうたい 障害基礎年金 障害等級が 1、2級の障害の状態にあるときに うけとること かねれいとうじょうけん 受け取ることができます。子(年齢等条件あり) の加算があります。 しょうがいこうせいねんきん しょうがいとうきゅう きゅう しょうがい じょうたい 障害厚生年金 障害等級1級から 3級の障害の状態にあると きに支給されます。1、2級には配偶者(しよくなど しきゅう きゅう はいぐうしや しょとくなど 条件あり)の加算があります。 しょうがいてあてきん しょうせいねんきんかにゅうしや たいしやう しょうがいこうせいねんきん きゅう 障害手当金 厚生年金加入者が対象で障害厚生年金の3級に がいと しょうがい いったい しょうがい じょうたい とき 該当しない障害で、一定の障害の状態の時に いちじきん う 一時金を受け取ることができます。 とくべつしょうがいききゅうふきん しょうわ ねん がついぜん へいせい ねん がついぜん がくせい 特別障害給付金 昭和61年3月以前や平成3年3月以前の学生だ った期間に国民年金任意加入対象であって、</p>

		にんいかにゆうきかん しょしんび しょうがいき そねんきん 任意加入期間に初診日があり、障害基礎年金が せいきゅう かた ふくしてき そち しきゅう 請求できない方への福祉的措置として支給され きゅうふきん る給付金です。
いそくねんきん 遺族年金	いそくき そねんきん 遺族基礎年金	こくみんねんきん ひほけんしゃまた ひほけんしゃ ものとう 国民年金の被保険者又は被保険者であった者等 しぼう もの せいけい いじ が死亡したときに、その者に生計を維持されてい たその遺族(子のある配偶者または子)に支給す いそく こ はいぐうしゃ こ しきゅう る年金です。
	しぼういちじきん 死亡一時金	いってい こくみんねんきん ほけんりょう のうふ もの ろうれい 一定の国民年金保険料の納付をした者が、老齢や しょうがいき そねんきん う しぼう ばあい もの 障害基礎年金を受けずに死亡した場合、その者 せいけい おな いってい いそく しきゅう と生計を同じくしていた一定の遺族に支給する いちじきん 一時金です。
	かふねんきん 寡婦年金	いってい こくみんねんきんほけんりょう のうふ おっと ろうれい 一定の国民年金保険料を納付した夫が、老齢や しょうがいき そねんきん う しぼう ばあい おっと 障害基礎年金を受けずに死亡した場合に、夫に せいけい いじ つま さい さい 生計を維持されていた妻が60歳～65歳になる あいだ しきゅう までの間に支給されます。
	いそくこうせいねんきん 遺族厚生年金	こうせいねんきん ひほけんしゃ ひほけんしゃ もの 厚生年金の被保険者または被保険者であった者 など しぼう もの せいけい いじ 等が死亡したときに、その者に生計を維持されて いたその遺族(配偶者・子・父母・孫・祖父母(最 いそく はいぐうしゃ こ ふまご そふほ もっと も先順位の遺族のみ))に支給する年金です。
	ちゅうこうれいかふかさ 中高齢寡婦加算	いそくこうせいねんきん じゅきゅうけん しゅとく とうじ さいいじょう 遺族厚生年金の受給権を取得した当時40歳以上 さいみまん つま いそくき そねんきん しきゅう 65歳未満の妻で遺族基礎年金が支給されない ばあい いそくこうせいねんきん かさん しきゅう 場合に、遺族厚生年金に加算して支給されます。